

# 令和4年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

## 1 趣 旨

滋賀県内の建設業における令和3年の死傷者数は168人（新型コロナウイルス感染症のり患者50人を含む）と前年に比べ20人の増加となったものの、新型コロナウイルス感染症のり患者を除いた従来型の労働災害に限れば、前年比30人の減少となる118人で、統計が残る昭和26年以降、最小となった。また、死亡者数も、前年と比べ5人減少し、最小であった平成22年以降の1人となった。

労働災害の内訳を見ると、死亡災害は「墜落・転落」災害によるものであり、休業4日以上の従来型の死傷災害全体に占める割合が約28%と事故の型別で最も高い割合となっており、引き続き重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害撲滅のため、フルハーネス型墜落制止用器具の使用徹底等の取組みを強化する必要がある。

また、令和5年4月1日には、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するため、特に安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則等11省令で定める健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対し、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す。当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す等の改正が予定され、これまで労働安全衛生法の保護対象としてこなかった労働者以外の者に対して新たに事業者措置義務が課されるなど、建設工事従事者全体の健康確保にもより一層の配慮が求められるところである。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。

そして、滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害防止の取組みを徹底する必要があることから、滋賀労働局においては、第13次労働災害防止推進計画に基づき、特に事故の型別で上位を占める「転倒」「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」災害を“ワースト4災害”と称し、その防止を重点対策に掲げ各種の取組みを行うとともに、建設業において重篤な災害につながる「墜落・転落」災害防止を目的とする「ゼロ災滋賀 命綱G0（いのちつなごう）活動」を推進している。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ワースト4災害防止」「ゼロ災滋賀・命綱G0（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

## 2 実施期間

令和4年7月20日（水）から令和4年7月26日（火）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日（金）から7月19日（火）までを準備期間とし、7月27日（水）から7月31日（日）までを事後措置期間とする。

## 3 スローガン

**安全は 急がず焦らず怠らず**  
（令和4年度全国安全週間スローガン）

#### 4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局  
大 津 労 働 基 準 監 督 署  
彦 根 労 働 基 準 監 督 署  
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

#### 5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

#### 6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

#### 7 主唱者の実施事項

- ( 1 ) 滋賀労働局長による現場安全パトロールの実施
- ( 2 ) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導等の実施
- ( 3 ) 建設業安全衛生大会の開催
- ( 4 ) 報道機関への広報の実施
- ( 5 ) 実施者及び関係機関への周知
- ( 6 ) 安全衛生関係資料等の配布
- ( 7 ) 実施者の実施事項についての指導援助

#### 8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀 命綱 G0（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

なお、これらの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けることを徹底して取り組むこと。

- ( 1 ) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- ( 2 ) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- ( 3 ) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- ( 4 ) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- ( 5 ) 施工計画の事前評価体制の確立
- ( 6 ) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- ( 7 ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- ( 8 ) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- ( 9 ) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- ( 10 ) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- ( 11 ) 熱中症予防対策の徹底
- ( 12 ) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- ( 13 ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- ( 14 ) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- ( 15 ) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- ( 16 ) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- ( 17 ) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- ( 18 ) 上記の実施事項の確認と評価